

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要領

〔平成19年3月30日付け18経営第7725号〕
農林水産省経営局長通知

最終改正 平成21年5月29日付け21経営第988号

第1 趣旨

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の事業については、要綱に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の実施

1 事業内容

（1）プロジェクト融資主体型補助事業

ア 助成対象となる担い手

事業実施主体は、次のいずれかに該当する者又はこれらの者が組織する団体（以下「助成対象者」という。）を対象として助成を行うことができるものとする（ただし、一般型及び面的集積型にあっては（エ）を除く）。なお、面的集積型については、本事業の目標年度までに、農地確保・利用支援事業実施要領の運用について（平成21年4月6日付け20経営第7161号経営局長通知）第1の4の（5）に定める団地及び集積団地要件を満たす農地（以下「面的集積農地」という。）において農業を営んでいる者とする。

（ア）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる同条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）

（イ）認定志向農業者（目標年度までに認定農業者となることが見込まれる者をいう。）

（ウ）集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体及び次に掲げる要件をすべて満たす特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う集落を基礎とした営農組織（法人を除く。）をいう。以下同じ。）

a 定款又は規約を有していること。

b 組織として独立した会計口座を有し、農産物の販売名義を当該集落営農組織とし、販売収入をその口座に入金すること。

c その組織が主として農作業を行う区域の農用地の面積の3分の2以上の面積について、本事業の実施年度から5年度目までに、利用集積する目標を有していること。

なお、当該区域における田の面積から当該区域における水稻の作付面積を除いた面積の2分の1を超えて、米穀以外の農産物を生産するため委託を受けて農作業を行う場合は、当該区域の農用地の面積の2分の1以上の面積を利用集積する目標で足りるものとする。

d 本事業の実施年度から5年度目までに、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人となる計画を有していること。

e その組織の主たる従事者について、基盤強化法第6条第1項に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」という。）の水準を上回る農業所得の目標を定めていること。

（エ）特定法人（基盤強化法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前に構造改革特別区法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）

イ 助成対象となる整備内容等

（ア）助成の対象となる整備内容は、助成対象者が行う次に掲げる整備事業とする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の改善に必要な機械や施設の改

良、造成、復旧又は取得

b 農地等の改良、造成又は復旧

(イ)(ア)の整備事業は、個々の整備事業毎に、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 当該整備事業に要する費用(以下「整備事業費」という。)に占める融資の割合(以下「融資率」という。)が5割を超えるものであること。

b 整備事業費が50万円以上であること。

c 原則として、整備後の残存耐用年数が概ね5年以上(中古農業用機械は2年以上。)のものであること。

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー等については、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合にはこの限りではない。

e 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。

f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと。

g 自力で若しくは他の助成によって実施中の整備又は既に完了した整備を本事業に切り替えて実施するものでないこと。

h (ア)の整備のうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた施設等の修復を行うものであること。

i (ア)のaの整備のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。

(ウ)要綱第3の2の(1)のプロジェクト融資(以下「プロジェクト融資」という。)の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付を行う資金その他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金とする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 農林中央金庫

d 日本政策金融公庫

e 沖縄振興開発金融公庫

f 銀行

g 信用金庫

h 信用組合

i 都道府県

(2)追加的信用供与事業

ア 事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)を対象として助成を行うことができるものとする。

(ア)プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証(以下「無担保・無保証人保証」という。)を行うものとし、当該保証に係る被保証者毎の保証限度額を次の水準に設定するものであること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円(法人7,200万円)

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円(法人及び任意団体6,000万円)

(イ)融資機関(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とするものであること。

(ウ)プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の保険に付するものであること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めるものであること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならない。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。

ア 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

イ 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分毎に管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

2 事業実施主体

要綱第3の3の事業実施主体については、担い手アクションサポート事業実施要領(平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知。以下「サポート要領」という。)第3の3の(1)の に定めるワンストップ支援窓口が設置され、又は整備計画の承認から3ヶ月以内に設置されることが確実である地域協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。以下「設置要領」という。)第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。)に限るものとする。

また、事業実施主体は、サポート要領第3の3の(1)の 及び の担い手アクションサポート会議及び担い手アクションサポートチームの設置に努めるものとする。

3 構造改革重点地区の区域

要綱第3の4の経営局長が別に定める場合は、複数市町村を対象範囲とする地域協議会が事業実施主体となる場合であって、合意形成が確実に図られるときとする。

4 成果目標

(1) 要綱第3の5の(1)のアの担い手の育成・確保に関する目標は、構造改革重点地区における認定農業者及び集落営農組織の育成・確保数、農業生産法人の増加数、経営改善計画の目標達成者の増加数に関する目標を設定するものとする。

(2) 要綱第3の5の(1)のイの担い手への農地の利用集積に関する目標(以下「農地利用集積目標」という。)は、構造改革重点地区内の農用地に占める担い手の経営耕地面積及び農作業受託面積の割合に関する目標を設定するものとする。なお、本成果目標については、目標年度までの増加分の過半を要綱第3の8の(1)の整備計画に位置付けられた助成対象者が占めるものであることとする。

(3) 農地利用集積目標の対象となる担い手は、認定農業者、集落営農組織及び基本構想水準到達者(市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業者(認定農業者を除く。))をいう。以下同じ。)とする。

(4) 農地利用集積目標の農作業受託面積については、作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を次に掲げる作物毎の基幹作業の数で除した面積とする。

ア 水稲については、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀

イ 麦及び大豆については、耕起・整地、は種、収穫

ウ その他の作物については、ア及びイに準ずる農作業

(5) 要綱第3の5の(2)の担い手への農地の面的集積に関する目標(以下「農地面的集積目標」という。)は、面的集積を進める地区内の農用地に占める担い手に面的集積された面的集積農地の割合等に関する目標を設定するものとする。

(6) 農地面的集積目標の対象となる担い手は、認定農業者、集落営農組織及び基本構想水準到達者とする。

- (7) 農地面的集積目標の対象農用地については、対象地区内の面的集積農地であること。
- (8) 要綱第3の5の(3)の雇用の創出に関する目標は、雇用促進重点地区における雇用の創出数に関する目標を設定するものとする。ただし、本成果目標については、要綱第3の8の(1)の整備計画に位置付けられた助成対象者における雇用に限るものとする。

5 実施手続

- (1) 要綱第3の8の(1)の整備計画の作成は、地域構造改革プロジェクト整備計画書(一般型については(別紙様式第1号)、面的集積型については(別紙様式第2号)、地域雇用促進型については(別紙様式第3号))を取りまとめることにより行うものとする。
- (2) 要綱第3の8の(2)のアの整備計画の提出は、地域構造改革プロジェクト整備計画承認申請書(別紙様式第4号)に地域構造改革プロジェクト整備計画書を添付して行うものとする。
- (3) (2)の整備計画の提出は、事業実施主体が所在する都道府県を区域とする都道府県協議会(設置要領第1の2の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。)を経由して行うものとする。
- (4) 要綱第3の8の(2)のウの債務保証計画の提出は、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業債務保証計画書(別紙様式第5号)により行うものとする。

6 整備計画の承認要件

要綱第3の8の(2)のイの経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成果目標の達成すべき水準は、次のとおりとすること。

ア 一般型

要綱第3の5の(1)の成果目標が市町村基本構想の方向に沿った望ましい水準であり、かつ、要綱第3の5の(1)のア、イ又はこれら2つの目標値が増加するものであって、次に掲げる事項のいずれか一つを満たすものであること。

- (ア) 要綱第3の5の(1)のアについては、次のいずれかに該当すること。
 - (a) 認定農業者数が計画の作成時に比べて50%以上増加し、又は計画の作成時から目標年度までの間の認定農業者数の増加率が当該市町村の計画作成より前の過去5年間の認定農業者の増加率以上となること。
 - (b) 認定農業者の地区内農家(販売農家)に占める割合が設置要領第1の3の(1)のオのアクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)で定められる当該市町村の認定農業者数の育成目標割合以上であること。
 - (c) 農業生産法人の設立数が現状より増加すること。
 - (d) 認定農業者のうち目標年度における経営改善計画の目標達成者が増加すること。
- (イ) 要綱第3の5の(1)のイについては、次のいずれかに該当するものであること。
 - (a) 構造改革重点地区の農用地面積に占める担い手に利用集積する農用地の面積割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が60%以上に達し、又は現状より10ポイント以上増加すること。
 - (b) 担い手農地利用集積率がアクションプログラムで定める当該市町村の利用集積率以上となること。

イ 面的集積型

要綱第3の5の(2)の成果目標の目標値として、担い手への農地の面的集積率が現状より増加すること。

ウ 地域雇用促進型

要綱第3の5の(3)の成果目標の目標値として、雇用者数が現状より延べ720人・日以上増加すること。なお、常時雇用者1人は延べ240人・日に置き換えることができるものとする。

- (2) 要綱第3の1の(2)に規定する農地を面的に集積する組織(以下「集積組織」という。)は、農地所有者から農地の貸付け、売渡し等についての委任を受け、農地所有者を代理して農地の利用者へ面的にまとまった形での貸付け、売渡し等を行うことにより、また、集積組織による農地の転貸等を行う次のいずれかとする。

ア 市町村

- イ 市町村農業公社（基盤強化法第6条第3項に規定する法人をいう。）
 - ウ 農業協同組合
 - エ 土地改良区
 - オ 地域協議会
- (3) 助成対象者について、構造改革重点地区、面的集積を進める地区及び雇用促進重点地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として一般型については別表1、面的集積型については別表2、地域雇用促進型については別表3の目標項目の欄の2の助成対象者の経営改善目標に係る目標項目のうち、1つ以上の項目について事業実施年度の翌々年度を目標年度とした数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。ただし、上記目標項目に係る取組が困難な場合にあっては、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標に関する数値目標を設定し、経営改善に取り組む場合を含むものとする。
- (4) 地区内農業者をはじめとする関係者の合意形成が図られていると見込まれるものであること。
- 7 整備計画の重要な変更
- (1) 要綱第3の8の(3)の整備計画について経営局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
- ア 成果目標の変更
 - イ 事業実施期間の延長
 - ウ 構造改革重点地区及び面的集積を進める地区の変更
 - エ 助成対象整備内容の新設
- (2) (1)に該当しない整備計画の内容の変更があった場合は、事業実施主体は、当該変更の内容を反映した整備計画を担い手育成・確保対策事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第10の実績報告書の報告と併せて地方農政局長に提出するものとする。

第3 事業の評価

- 1 要綱第4の1の評価結果の報告については、次のとおりとする。
- (1) 事業実施主体は、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業達成状況報告書（一般型については（別紙様式第6号）、面的集積型については（別紙様式第7号）、地域雇用促進型については（別紙様式第8号））を作成し、都道府県協議会を經由して地方農政局長に提出するものとする。
- (2) (1)の提出は、事業実施年度の翌年度から毎年度、7月末日までに提出するものとする。
- 2 評価結果に基づく指導措置等
- (1) 要綱第4の2の点検評価を行った地方農政局長は、必要に応じて事業実施主体を指導するものとし、成果目標の達成の見込みがない整備計画であると判断した場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。
- (2) 地方農政局長は、整備計画の目標年度における点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。
- また、要綱第4の1の評価期間の規定にかかわらず、成果目標がおおむね達成されるまでの間、評価を継続するものとする。

第4 関連施策との連携

国は、要綱第7の2の民間企業等のノウハウを活用した経営支援体制の積極的かつ効果的な活用を推進するため、整備計画に位置付けられた助成対象者の当該経営支援体制の活用に関する意向を把握し、当該経営支援体制への情報提供等、その連絡・調整を行うものとする。

第5 国の助成措置等

1 要綱第9により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) プロジェクト融資主体型補助

ア 事業費

(ア) 事業実施主体毎の補助率は10分の3以内とし、整備計画に位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

(イ) 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容毎の助成金の額は、当該整備事業費に次に定める助成限度率を乗じて得た額を限度とする。

a 融資率が8割以上の場合

(a) 目標ポイント 1点	助成限度率	10%
(b) 目標ポイント 2点	助成限度率	15%
(c) 目標ポイント 3点以上	助成限度率	20%

b 融資率が5割を超え、かつ、8割未満の場合

(a) 目標ポイント 1点	助成限度率	5%
(b) 目標ポイント 2点	助成限度率	10%
(c) 目標ポイント 3点	助成限度率	15%
(d) 目標ポイント 4点	助成限度率	20%
(e) 目標ポイント 5点	助成限度率	25%
(f) 目標ポイント 6点以上	助成限度率	30%

(ウ)(イ)の目標ポイントは助成対象者毎に計算するものとし、一般型については、別表1の構造改革重点地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイントを合計したポイント、面的集積型については、別表2の面的集積を進める地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイントを合計したポイント、地域雇用促進型については、別表3の雇用促進重点地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイントを合計したポイントとする。

イ 附帯事務費

プロジェクト融資主体型補助事業及び追加的信用供与事業の実施に係る事務及び指導・監督等に要する事業実施主体の経費について、次により補助するものとする。

(ア) 附帯事務費の補助対象範囲は、別表4に定めるとおりとする。

(イ) 整備計画の承認時における当該整備計画に位置付けられた整備内容毎の助成金の額を合計した額に0.4%を乗じて得た額を限度とするものとする。

(2) 追加的信用供与事業

事業実施主体毎の補助率は定額とし、整備計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

2 国は、要綱第3の8の(2)のイの整備計画の承認に当たっては、あらかじめ一般型については別表5、面的集積型については別表6、地域雇用促進型については別表7の成果目標の目標値に応じた点数表により整備計画毎の点数付けを行い、当該点数の高い整備計画から順に、予算の範囲内において承認の対象となる整備計画を選定するものとする。なお、点数が同点の場合は、一般型については担い手への農地の利用集積率の増加ポイント、面的集積型については担い手への農地の面的集積率の増加ポイント、地域雇用促進型については助成対象者1経営体当たりの平均雇用増加数の高い地区を上位とする。

第6 追加的信用供与事業の精算等

1 事業実施主体は、基金協会による保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了(基金協会の対象区域のすべての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。)した場合には、当該基金協会に交付した助成金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を国庫に返還するものとする。

$$(A) = ((B) - (C)) \times (D) / (B)$$

(A)は、基金協会より返納を受け、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が当該基金協会の対象区域のすべての事業実施主体から交付を受けた助成金の合計額

(C) は、基金協会が第 2 の 1 の (2) のイの (ウ) の b の経費に充てた額

(D) は、事業実施主体が交付した助成金の額

- 2 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金を第 2 の 1 の (2) のイの (ウ) の b の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$(A) = (B) \times (C) / (D)$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補てん経費に充てる助成金の額

(C) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。)

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第 7 フォローアップ

事業実施主体は、整備計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、地域協議会の会員及び融資機関並びに基金協会との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第 8 留意事項等

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業補助対象事業の円滑な実施のためのガイドラインの制定について(平成19年3月30日付け18経営第7789号経営局長通知)によるものとする。

附 則 この通知は、平成19年3月30日から施行する。

附 則 この通知は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

(別表1)

構造改革重点地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイント
【一般型】

目標項目	目標水準	目標ポイント	備考
1 構造改革重点地区の成果目標			
(1) 担い手の育成・確保	a 認定農業者数が現状より増加	1点	加点は、a又はbのいずれかとする。
	b 認定農業者数が現状より50%以上増加	2点	
	c 集落営農組織数が現状より1組織増加	1点	
	d 農業生産法人数が現状より増加	1点	
	e 認定農業者のうち目標年度における経営改善計画の目標達成者が現状より増加	1点	
(2) 担い手への農地の利用集積	a 担い手への農地利用集積率が増加かつ60%未満	1点	農地利用集積面積が増加する場合に加点できるものとする。
	b 担い手への農地利用集積率が増加かつ60%以上	2点	
2 助成対象者の経営改善目標			
(1) 経営規模の拡大等	a 経営面積が現状より拡大する目標である場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受けるものとする。
	b 経営面積が現状より拡大かつ水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成20年2月20日付け19経営第6631号経営局長通知。以下「経営安定対策要領」という。)第3の2の要件を満たす経営体である場合	2点	
(2) 遊休農地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a以上の場合に加点できるものとする。
(3) 経営の法人化等	a 法人化する計画を有している場合	1点	加点は、a又はbのいずれかとする。
	b 特定農業法人となる計画を有している場合	2点	
	c 特定農業団体となる計画を有	1点	

	している場合		
(4) 経営の多角化等	a 新たに加工、直売等の農業経営の多角化に取り組む場合	1点	1 本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。 2 加工の主な原料、直売に係る農産物の過半が地区内で生産されていること。
	b 新規作物の導入、新技術の導入に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(5) 販路拡大	a 契約栽培や直販等による市場外流通の拡大に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b 海外への輸出に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(6) 家族経営協定	家族経営協定を締結する場合	1点	整備計画に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家のすべてが締結に至る場合に加点できるものとする。
(7) 雇用の拡大	a 雇用者又は研修生の受入の増加に取り組む場合	1点	1 雇用者及び研修生が3人以上である場合に加点できるものとする。
	b 「農の雇用事業」を実施する農業法人等が雇用就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合	2点	2 加点は、a又はbのいずれかとする。
(8) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和の取れた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 bについては、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	

(別表2)

面的集積を進める地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイント
【面的集積型】

目標項目	目標水準	目標ポイント	備考
1 面的集積を進める地区の成果目標			
担い手への農地の面的集積	a 担い手への農地面的集積率が50%未満	1点	a又はbに上乘せするものとする。
	b 担い手への農地面的集積率が50%以上	2点	
	c 担い手への農地面的集積率が20ポイント以上増加	1点	
	d 農地情報共有化支援事業により担い手への農地の面的集積に取り組む場合	2点	
2 助成対象者の経営改善目標			
(1) 経営規模の拡大等	a 経営面積が現状より拡大する目標である場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受けるものとする。
	b 経営面積が現状より拡大かつ経営安定対策要領第3の2の要件を満たす経営体である場合	2点	
(2) 遊休農地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a以上の場合に加点できるものとする。
(3) 生産コストの低減	現状に比べ生産コストの低減に取り組む場合	1点	
(4) 経営の法人化等	a 法人化する計画を有している場合	1点	加点は、a又はbのいずれかとする。
	b 特定農業法人となる計画を有している場合	2点	
	c 特定農業団体となる計画を有している場合	1点	
(5) 経営の多角化等	a 新たに加工、直売等の農業経営の多角化に取り組む場合	1点	1 本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。 2 加工の主な原料、直売に係る農産物の

			過半が地区内で生産されていること。
	b 新規作物の導入、新技術の導入に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(6) 販路拡大	a 契約栽培や直販等による市場外流通の拡大に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b 海外への輸出に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(7) 家族経営協定	家族経営協定を締結する場合	1点	整備計画に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家のすべてが締結に至る場合に加点できるものとする。
(8) 雇用の拡大	a 雇用者又は研修生の受入の増加に取り組む場合	1点	1 雇用者及び研修生が3人以上である場合に加点できるものとする。
	b 「農の雇用事業」を実施する農業法人等が雇用就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合	2点	2 加点は、a又はbのいずれかとする。
(9) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和の取れた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 bについては、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	

(別表3)

雇用促進重点地区の成果目標及び助成対象者の経営改善目標に関する目標ポイント
【地域雇用促進型】

目標項目	目標水準	目標ポイント	備考
1 雇用促進重点地区の成果目標			
雇用の創出	a 雇用者が延べ720人・日以上増加	1点	加点は、a又はbのいずれかとする。
	b 雇用者が延べ1,200人・日以上増加	2点	
	c 雇用者のうち社会保険等に加え、雇用環境が安定している者の割合が50%以上の場合	1点	a又はbに上乘せするものとする。
	d 助成対象者1経営体当たりの平均雇用者数が延べ240人・日以上増加	1点	加点は、d又はeのいずれかとする。
	e 助成対象者1経営体当たりの平均雇用者数が延べ480人・日以上増加	2点	
2 助成対象者の経営改善目標			
(1) 雇用の創出	a 雇用者の増加に取り組む場合	1点	本目標の設定は必須とする。なお、加点はa又はbのいずれかとする。
	雇用者が社会保険等に加え、雇用環境が安定している場合	2点	
	b 常時雇用者の増加に取り組む場合	2点	
(2) 経営規模の拡大等	a 経営面積が現状より拡大する目標である場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受けるものとする。
	b 経営面積が現状より拡大かつ経営安定対策実施要領第3の2の要件を満たす経営体である場合	2点	
(3) 遊休農地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a以上の場合に加点できるものとする。
(4) 経営の法人化等	a 法人化する計画を有している場合	1点	加点は、a又はbのいずれかとする。
	b 特定農業法人となる計画を有している場合	2点	

	c 特定農業団体となる計画を有している場合	1点	
(5) 経営の多角化等	a 新たに加工、直売等の農業経営の多角化に取り組む場合	1点	1 本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。 2 加工の主な原料、直売に係る農産物の過半が地区内で生産されていること。
	b 新規作物の導入、新技術の導入に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(6) 販路拡大	a 契約栽培や直販等による市場外流通の拡大に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b 海外への輸出に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(7) 家族経営協定	家族経営協定を締結する場合	1点	整備計画に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家のすべてが締結に至る場合に加点できるものとする。
(8) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和の取れた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 bについては、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	

(別表4)

附帯事務費の補助対象範囲

使 途 区 分	内 容
ア 旅費	普通旅費、日額旅費、委員等旅費
イ 賃金	日々雇用者の賃金
ウ 共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
エ 報償費	謝金
オ 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費(事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)、印刷製本費、修繕費
カ 役務費	通信運搬費、手数料
キ 使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
ク 委託料	

(別表5)

成果目標の目標値に応じた点数表

【一般型】

成 果 目 標	目 標 値	点 数
1 担い手の育成・確保		
(1) 認定農業者数	認定農業者数の増加率について ・75%以上 ・50%以上75%未満 ・25%以上50%未満 ・0%超25%未満又は皆増	4点 3点 2点 1点
	認定農業者の地区内農家(販売農家)に占める割合の現状値に係る加算について 現状の認定農業者の地区内農家(販売農家)に占める割合が全国平均(北海道にあっては北海道平均、北海道以外にあっては、都府県平均とする)以上の場合、4点加算	4点
(2) 集落営農組織数	集落営農組織の増加数について ・4組織以上増加 ・3組織増加 ・2組織増加 ・1組織増加	4点 3点 2点 1点
(3) 経営の法人化	農業生産法人の増加数について ・4法人以上増加 ・3法人以上増加 ・2法人以上増加 ・1法人以上増加	4点 3点 2点 1点
(4) 経営改善計画の目標達成者	認定農業者のうち目標年度における経営改善計画の目標達成者の増加率について ・75ポイント以上 ・50ポイント以上75ポイント未満 ・25ポイント以上50ポイント未満 ・0ポイント超25ポイント未満又は皆増	4点 3点 2点 1点
	「農の雇用事業」を実施する農業法人等による雇用人数の増加に係る加算について(雇的就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合に加算) ・16人以上 ・11人以上15人以下 ・6人以上10人以下 ・1人以上5人以下	4点 3点 2点 1点
2 担い手への農地の利用集積	農地利用集積率の増加ポイントについて	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17.5^〇 イト以上 ・ 15^〇 イト以上17.5^〇 イト未満 ・ 12.5^〇 イト以上15^〇 イト未満 ・ 10^〇 イト以上12.5^〇 イト未満 ・ 7.5^〇 イト以上10^〇 イト未満 ・ 5^〇 イト以上7.5^〇 イト未満 ・ 2.5^〇 イト以上5^〇 イト未満 ・ 0^〇 イト超2.5^〇 イト未満 <p>農地利用集積率の現状値に係る加算について 現状の農地利用集積率が全国平均（北海道に あつては北海道平均、北海道以外にあつては 都府県平均とする。）以上の場合、4点加 算</p> <p>農地情報共有化の取組に係る加算について 農地情報共有化支援事業により、所有者、 耕作者、地番、面積、地目及び作付け状況等 の農地に関する情報と地図との結合等に取り 組む地区にあつては4点加算</p>	<p>16点</p> <p>14点</p> <p>12点</p> <p>10点</p> <p>8点</p> <p>6点</p> <p>4点</p> <p>2点</p> <p>4点</p> <p>4点</p>
--	--	---

(別表6)

成果目標の目標値に応じた点数表

【面的集積型】

成 果 目 標	目 標 値	点 数
担い手への農地の面的集積	担い手への面的集積率について	
	・ 90%以上100%	10点
	・ 80%以上90%未満	9点
	・ 70%以上80%未満	8点
	・ 60%以上70%未満	7点
	・ 50%以上60%未満	6点
	・ 40%以上50%未満	5点
	・ 30%以上40%未満	4点
	・ 20%以上30%未満	3点
	・ 10%以上20%未満	2点
	・ 0%超10%未満	1点
	担い手への面的集積率の増加ポイントについて	
	・ 50ポイント以上	10点
	・ 45ポイント以上50ポイント未満	9点
	・ 40ポイント以上45ポイント未満	8点
	・ 35ポイント以上40ポイント未満	7点
	・ 30ポイント以上35ポイント未満	6点
	・ 25ポイント以上30ポイント未満	5点
	・ 20ポイント以上25ポイント未満	4点
	・ 15ポイント以上20ポイント未満	3点
	・ 10ポイント以上15ポイント未満	2点
	・ 0ポイント超10ポイント未満	1点
	農地情報共有化の取組に係る加算について	4点
	農地情報共有化支援事業により、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付け状況等の農地に関する情報と地図との結合等に取り組む地区にあつては4点加算	
	「農の雇用事業」を実施する農業法人等による雇用人数の増加に係る加算について（雇的就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合に加算）	
	・ 16人以上	4点
	・ 11人以上15人以下	3点
	・ 6人以上10人以下	2点
	・ 1人以上5人以下	1点

(別表7)

成果目標の目標値に応じた点数表

【地域雇用促進型】

成 果 目 標	目 標 値	点数
雇用の創出	雇用者数の増加について ・延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者1人は240人・日に置き換えるものとする(240人・日に満たない部分は切り捨て)	1点
	助成対象者1経営体当たり平均雇用者数の増加について ・延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者1人は240人・日に置き換えるものとする(240人・日に満たない部分は切り捨て)	1点